

# 公的年金を受給している方へ

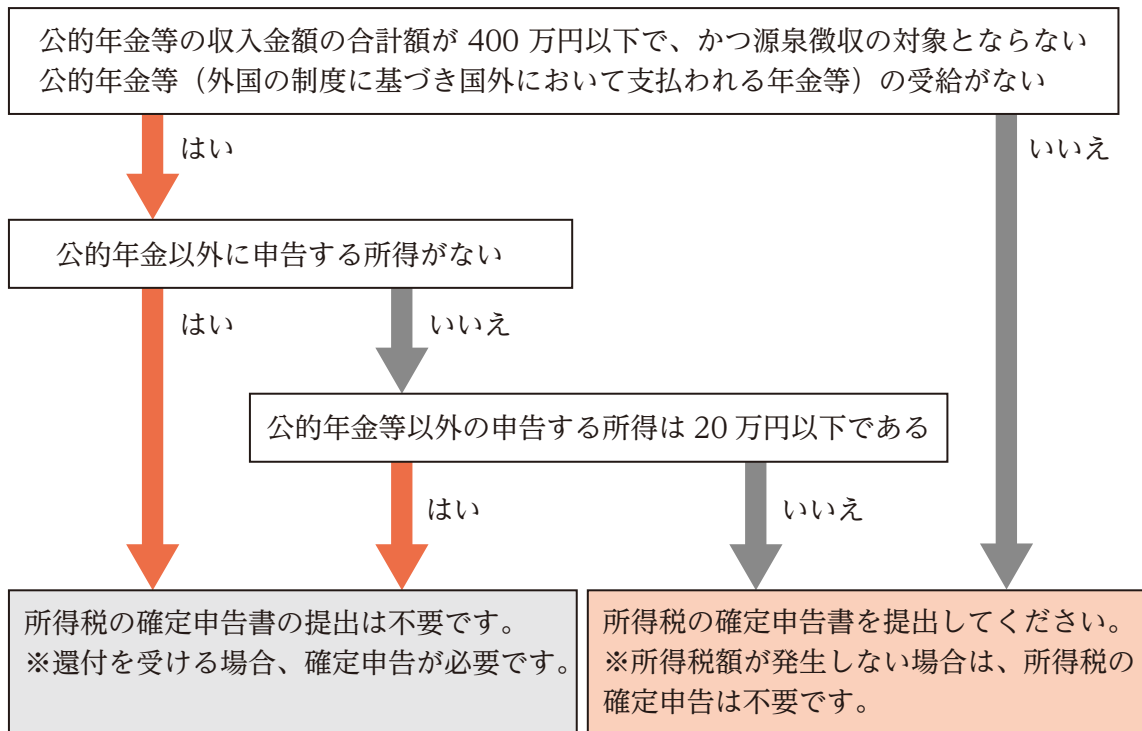
## ～確定申告不要制度について～

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

以下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。

### 申告要否フローチャート

#### 所得税の確定申告



#### 市県民税の申告

**※次にあてはまるときは、市県民税の申告が必要です。**

- ①公的年金等に係る雑所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

#### 納税について

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

申告書提出後に納付書などの送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。

納付は、便利で安全な振替納税をご利用ください。

#### 振替納税をご利用の方

振替日は4月24日(月)です。2～3日前には口座の残高をご確認ください。

新たに振替納税をご利用される方は、3月15日(水)までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

#### 現金納付または電子納税される方

納付期限は3月15日(水)です。納付書は税務署または所轄の税務署管内の金融機関窓口にあります。

新たに電子納税をご利用される方は事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページでご確認ください。

☎ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

税務相談

